

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第42条第2項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年3月10日

名古屋税関長 奈良井 功

記

- 被許可者の住所及び名称
三重県四日市市千歳町8番地
中部海運株式会社
- 保税蔵置場の名称及び所在地
中部海運株式会社千歳町 保税蔵置場
三重県四日市市千歳町8番1
三重県四日市市千歳町8番地1
- 更新した期間
自 令和8年4月1日
至 令和14年3月31日